

青森県報

第四千四百十七号

平成三十年
二月二十六日
(月曜日)

目次

告示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……一
- 右 同……………(同) ……二

告 示

青森県告示第百二十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	平成三十三年二月二十六日

青森県告示第百二十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三三〇〇〇四六	平成三〇・二・二五	社会福祉法人素心の会	三戸郡五戸町一〇	特別養護老人ホーム素心苑	三戸郡五戸町一〇	平成三〇・二・二五	地域密着型介護施設
〇三三〇〇〇三七	〃	社会福祉法人素心の会	三戸郡五戸町一〇	特別養護老人ホーム素心苑	三戸郡五戸町一〇	〃	短期入所生活介護

青森県告示第百三十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡東北町字崩出道ノ下八一の八四、字崩出道ノ上一二二の三・字数牛五〇の一・五〇の六七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、五〇の六八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡南部町大字沖田面字梨子ノ木八四の二、八四の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭